

時の楔通信・訂正リスト

各号の刊行ごとに、それまでの号について発見したミスプリなどの掲載をおこなつてき
てはいるが、何箇所にも分散していて全号をまとめて読む場合には不便もあるので、既
掲載分を切り取って統一的に編成しなおし、あらたに発見した追加部分と共に掲載する。

既掲載分の後半から*や☆（または★）の印が現われるが、*は刊行後に原文の誤記に
気付いたことを、☆（または★）は刊行後に訂正ないし補充したことを示す。時の楔通信
の刊行を持続している段階の印刷工場の労働者諸氏が、ミスプリの多さ（と訂正リストの
掲載）に恐縮しているので、誤記や校正ミスについては私の方に責任があることを示し、
かつ表現過程のテーマを相互に深める媒介にしていくために、この記号を使用して歓迎さ
れた。その後ワープロを使用することにより、原文作成と印刷作業を自分で統一的におこ
なっているが、ワープロが訂正や構成変換に便利であるという技術的側面に無自覚に依拠
することによっては見過しかねないテーマ（とりわけ表現に異なった位置で関わる作業者
内部のテーマ）に、すでに時の楔通信刊行の段階で踏み込んでいたこと、それ故に多くの
発見（とりわけ、前記の表現を、さまざまの行為や関係へ応用すること）も可能になつて
きたのだと、このリストを作成しながら、あらためて気付いている。

第へ〇へ号（78年11月）から第へ15へ号（86年7月）の前史と後史に関わる「時の楔－
へ－語に関する資料集－」（78年10月）と「時の楔への／からの通信」（87年9月）は
それぞれ別の印刷所から刊行したが、これらについても訂正リストを作成し、併合する。
いうまでもなく、ここに提出する訂正リストの總体は完結したものではなく、読者諸氏の
共闘を得つつ持続的に更新し補充していく。表面的には自己の非力に直面することをしい
られる作業ではあるが、自己目的としてではなく、次の作業の前提として開始する場合に
は充実した作業になりうることはのべておきたい。このテーマに関連して「あとがき」で
も展開しているので、統一的に把握していただければ幸いである。

一九九四年六月 時の楔通信 気付 松下 昇

☆または★についての註－第へ15へ号の段階で☆を原文に記したが★と印刷され、校正の
時に少し驚いたが、意味は共通であるし、ネガ性も面白いので訂正しなかった。

訂正リスト作成過程をかずめるヴィジョンの断片の補充：「訂正」リストを作成するため
には「誤記」を再度掲載しなければならない。また、作成中の「訂正」リストにも今は氣
付いていないが、記述にとどまらない「誤記」がありうることに気付いていなければなら
ない。しかし、このヴィジョンは、それぞれ私を、なぜか楽しい気分にさせてくれる。

時の楔一へへへ語…に關する資料集一（七八八年十一月）

13ページ最下行「なにかの声、としてそのうであるが」→「なにかの声、としてそ^うな^一のであるが」

册へ〇へ〇へ（七八八年十一月）

4ページ上左11「註をしておく」→「註をしておく。」

6ページ上右5「共闘してしまっている。」→「共闘してしま^うている。」

9ページ上左9「懲役一年」→「懲役八月」（☆）

11ページ上左10「切札」として→「切札」として

ト右3「近づけた」→「近づけた」（☆）

13ページ下右8「立証の切札が」→「立証の切札が」

16ページ上左4「最高裁^うに」の次の空白をつめる。

21ページ上左3「専問」→「専門」（☆）

25ページ上右8「一六〇」→「一六〇」

下右9「七・一三」の次に「～」を入れる。

31ページ上左3「裁判官 須田」→「裁判官 須田 謹呈」

34ページ上左8「一九七八」の次に「・」を入れる。

時の楔通信 第へ〇へ〇へ、少くとも次の校正ミスがあるので訂正します。

二ページ一三に四十一日^の次に「～」を加える。

四ページ上段左から十^一行^四「註をしておく。」→「註をしておく。」

六ページ下段左から四^一行^四「変化」→「変更」

八ページ下段左から二^一行^四「召喚」→「召喚」

九ページ上段右から六^一行^四（同前）

一六ページ上段さじじと「」を加える。

一七ページ上段一行目「抵抗」→「抵抗」

二二ページ下段右から二^一行^四「専問」→「専門」

二五ページ上段右から三^一行^四「筆字」→「筆写」

二八ページ上段右から八^一行^四「だれにも」→「だれも」

三〇ページ下段右から十一^一行^四「（最高裁）の次に「」」を加える。

三一ページ上段右から十五^一行^四「第一品」→「第一一部」

三三ページ上段右から八^一行^四「罪金」→「罰金」

三四ページ下段右から二^一行^四「岡山地裁・地檢」の上下に

「（」と「）」をつける。

三七ページ下段右から七^一行^四「詳細」→「詳細」

第八〇〇号

六ページ上段右から五行目の最後に「」をつける。

一一ページ上段左から一〇^一行^四「切札」→「切札」

一三ページ下段右から八^一行^四（同前）

一二ページ上段左から三^一行^四「専問」→「専門」（米）

二五ページ上段右から八^一行^四「一月一六〇」→「一月一六〇」

四～

下段右から九^一行^四「（一九七八）」→「（一九七八）付」

三四ページ上段左から八^一行^四「（一九七八）」の次に「・」をつける。

三二ページ下段左から六行田「勾留の」→「の」をとり。

ト段最後「個有名詞」→「発送主体の個有名詞」

四ページ上段左から七行田「困難が」→「困難な」

六ページ上段左から九行田「詔書するじゃないかは」→「詔書するかしないかは」

下段左から三行田「（血狂ヤミ）からの」→「北川氏は（血狂ヤミ）からの」

十一ページ右から三行田「右は」→「左は」

右から七行田「とり消し」の次に「。」を入れる。

十四ページ上段右から七行田「廢」→「獄」

ト段左から二行田「保証取消される」→「保証取消をする」

十五ページ上段右から四行田「金ぐ」→「金ぐ」

上段左から四行田「田・田に」を左から二行田「名古屋拘置所へ」の前に入れる。

下段左から八行田「詔書」→「詔表」

十九ページ上段右から三行田「。」を「。」とする。続く三カ所も同様。

二〇ページ上段右から七行田「詔」の後に「。」を入れる。
上段左から五行田「草野敬子」→「草野敏子」

二一ページ上段左から九行田「詔」の後に「。」を入れる。
ト段右から九行田「法延」→「法延」

二二ページ上段左から七行田「不可燃」→「不可能」

二三ページ下段左から六行田「被告人質問」→「被告人質問」

二四ページ下段右から六行田「河合に返す」の後に「。」を入れる。

二五ページ下段右から二行田「獄」→「獄」

二六ページ下段右から七行田「地獄」→「地獄」

ト段左から十行田「くるのでは」→「くるのでない」

下段左から四行田「く七>田置」→「く一田田間>」

二九ページ下段左から三行田「大法延」→「大法延」、「解決」→「解決」

下段左から六行田「廉毫も」→「廉ば毫も」

三九ページ下段右から五行田「菅谷規矩雄」→「菅谷規矩雄」

四〇ページ上段右から十一行田「ラ」イックス」の前に「。」を入れる。

四一ページ上段右から十一行田「四ヶ月後である」の後に「。」を入れる。
四六ページ下段左から十一行田「二〇〇歩」→「約二〇〇歩」
五〇ページ下段右から十行田「裁判官」→「裁判所」
五八ページ上段左から八行田「井田陽子」→「片田陽子」
六一ページ下段左から一~三行田「勾留へおこないうる」の前後
で「。」をつか「。」をとる。
六三ページ上段左から六行田「ほじ」と「ほじ」と

六五ページ上段左から五行田「表現群」→「表現群」
下段左から六行田「松下とへ分離」→「古川、松下の
それぞれとへ分離」

六七ページ下段右から十行田「深山泊」→「深山泊」

第 へ 一 ▽ 口 (八〇年一一日)

36 ページ上右6 「十一月三十日」 → 「十月三十一日」 (☆)

38 ページ下左12 「全ての申立は全て」の「全ての申立は」 (☆)

40 ページ下左4～5 「九月」九日 (広川) の次を「と分離された公判を含む数回の期日に各被告人の不出頭のままであったこと、および、十月三十日付で控訴棄却決定が出たことが（自主ゼミ）参加者によって確認されている。不出頭の根拠が仮装被告団からの提起に応じえないことに深く関連しているのは確かであり、法廷の審理を超える審問の場の必要性は終了していな。」と変更～補充する。 (☆)
時の機通信第へ2▽号に、次の校正ミスがあるので訂正します。

一一ページ上段右から十行目 「許諾」 → 「許諾会」

一五ページ上段右から五行目 「をふくむ仮装被告(団)」の右側に傍線を引く。

三二ページ上段左から三行目 「註」 → 「編集者註」

三二ページ下段左から十行目 「経過で。」 → 「経過で、」

四二一ページ上段右から三行目 「♂」 → 「♀」

第 へ 一 ▽ 口 (八〇年一一日)

3 ページ下左4 「黒たしつつある。」 → 「黒たしつつある。」 (*)

23 ページ上右10 「証言したくない。」 → 「証言したくない。」 (*)

30 ページ下左8文末に「」をつける。 (*)

35 ページ上右9 「判件」 → 「判決」 (*)

36 ページの表で

「一九七〇・一・八(「く」) → 「一九七〇・一・八(〈落書〉)」 (☆)

なお、訂正というより註であるが、判決までに被告人の樺木は白川、勝川は藤原と、それぞれ姓の変更をしている。 (☆)

37 ページ下左12 「四人の被告人」 → 「樺木、櫻木、松木、今田」 (☆)

下左10 「無罪」の前に「(建造物侵入、威力業務妨害の双方について)」を入れる。 (☆)

下左9の「威力業務妨害」と下左8の「建造物侵入」を入れ換える。 (☆)

時の検通信第△号

「三」ページ上段右から十一行田「詫問したくなつ。」「S」を「」
とむる。

- 二二二ページ上段左から十一行田「一九六七」→「一九六九」
- 二二二ページ上段右から十一行田「一〇・九」→「十二・六」
- 二二二ページ下段右から九行田「裁判所」→「検察庁」
- 二二二ページ下段左から三行田「处罚」→「处罚」

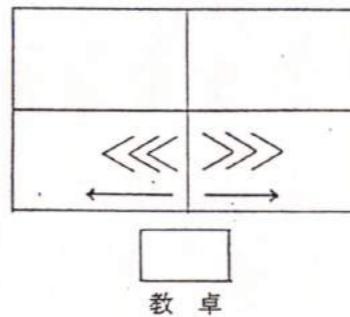
一ページ最後「（松下 昇～末宇）」の次に「（）」をひけ。
三マージ上段右から十行田「理由は」→「理由を」

四ページ上段左から三行田「思つのです」の「す」をとる。

七ページ上段右から十一行田「だいた。」→「だいた。」

七ページ下段最後「提出されていた。」→「へいた。」

九ページ下段、証人作成の図③は正確には次の通りです。



十ページ上段左から七行田はじめの「やひる。

十一ページ下段右から一行田「上原と」→「上原から」

十三ページ下段右から一行田「控訴事実」→「公訴事実」

十五ページ下段右から五行田「特別抗告性の」の次に「斗争の」
を入れる。

十七ページ下段左から十行田「三月一五日」→「一月一五日」

十八ページ下段右から八行田「正界」→「世界」

下段右から九行田「消滅」→「消滅」

十九ページ上段右から一行田「与えかねない。」→「与えかね
い、」

下段右から一行田「ことぢある」の次に「。」を入れ
る。

下段左から十一行田「七個の」→「四・八」

二十ページ下段右から六行田「低抗力」→「抵抗力」

下段左から六行田「牛う」→「牛う」

二十一ページ下段右から八行田「おろうか」→「あらうが」

二十六ページ上段左から十一行田「紛辟」→「紛辟」

二十七ページ下段右から九行田「はあである。」→「はあである。」

二十八ページ上段左から七行田「失墮」→「失墮」

二十八ページ上段左から八行田「いかかる」→「いかわる」

三十一ページ上段右から六行田「へ」→「一」

上段右から十四行田「第△号提出」→「第△号

号を提出」

三十二ページ上段右から十三行田の「をへにする。

三十六ページ森川の四・八の項に「〇タ」を入れ、九・七の有本
「〇タ」を「△タ」にする。

三十七ページ下段右から一行田「金での」の次の「、」をひけ。

第へ四へ 号 (八〇年一月)

19ページ下⑧一九八一年一月二十日の次に「(裁判官への忌避と却下。今井証人の不誠実な証言に独り言風の感想をつぶやいた傍聴人に対し退廷が執行される。)」を加える。(☆)

⑯ 十一月十七日の次に「(鈴木被告人は出産後の体調が悪く不出頭する根拠を含めて浜本被告人の証言。事件と京大自主ゼミの関連など。)」を加える。(☆)

⑰ 十一月二十一日の次に「(浜本被告人の証言。事件現場に深津千晴が存在した意味など。)」を加える。(☆)

時の機通信第八四号

七ページ下段左から四行田「身をつけ」→「身につけ」
一三ページ下段右から八行田「住所」→「出講日」
一四ページ上段左から一行田「松本」→「松木」
一五ページ下段右から四行田「鈴本」→「鈴木」
一六ページ下段右から四行田「被告人」の次に「」を入れる。
一六ページ下段右から十一行田「にぎり」の前に「」を入れる。
一六ページ下段右から十三行田「なり」→「より」
一一四ページ下段右から三行田「調査関係」の次に「の仕事」を入れる。
三〇ページ上段左から十行田「()書評」→「()書群」
三一ページ下段右から五行田「四月」→「四月」
三一ページ下段左から四行田「だ江」→「芹沢」

第へ五へ 号 (八〇年一月)

41ページ下左5~6 「(菅谷氏の70・8・8表現は) 活字としては通信のこの号に辛うじて出現したのである。」→「(自己)組織への序—菅谷規矩雄表現集1964~1972~」に掲載されたまま忘却されていた過程を転倒させつつ、原本が配布された現場性から、あらためて通信のこの号に出現したのである。」(☆)

第〈5〉号（続き）

一一二ページ

「〈高松〉地裁」→「〈高松〉高裁」

「連闇的構造」→「連環的構造」

一〇九ページ

上段左から七行田「第八回」号→「兼三」号

一一〇ページ

上段左から一行田「四個に」→「四個は」

一一一ページ

下段左から四行田「権力が」→「権力に」

一一二ページ

上段右から六行田「闘争者」→「表現」

左から七行田「一審判決」の「判決」をひく。

右から八行田「殆んど」をとり、九行田「眼に」の次に「殆ど」を入れる。

一一三ページ

上段左から五行田「判決」→「判定」

下段右から一行田と二行田の「審理」の次にそれぞれ「経過の一

部」

右から三行田「本来」→「その総体は」

一一四ページ

下段右から八行田「公訴事実」→「公訴事実」

右から十行田「松下証言」→「松下と竹中の証言」

一一五ページ

上段右から五行田「一九八一年」→「一九八一年」

下段右から六行田「第一七」の次の「・」は「、」

一一六ページ

上段右から七行田の田付の次に「第二回」を加える。

右から八行田「南山大学理事」→「南山学園評議員」

左から八行田の「」をとり「。」とし、左から六行田を「」に「」をつくる。

一一七ページ

下段左から四行田「浜本恵子」→「浜本多恵子」

一一八ページ

上段右から九行田「姫田」→「行使」

一一九ページ

下段右から四行田「一審過程の総体を対象」→「一審過程総体

の対象化」

一二〇ページ

上段左から四行田「（ア）」→「却下決定」

一二一ページ

下段右から四行田「（ア）」→「（ア）（ア）（ア）（ア）」

一二二ページ

上段左から四行田「反撲」→「反撲」

一二三ページ

上段右から四行田「（ア）」→「（ア）（ア）（ア）（ア）」

一二四ページ

下段左から四行田「断片的」→「断片」

一二五ページ

上段右から四行田「（ア）」→「（ア）（ア）（ア）（ア）」

一二六ページ

上段左から十行田「原告」→「被告」

皆 \rightarrow ハハ \rightarrow 口

刊行された形態としては存在しない。第<7>号の序文を参照して下さい。…刊行委

第 <7> 号（八二一年四月）

24ページ下左2「東報第111号」 \rightarrow 「東報第111号」

改へ七号に次の校正ミスがあるので訂正します。

一ページ上段左から五行田「第<1>」 \rightarrow 「第<1>」の次に「第<1>」

号六七~六八ページ

三ページ下段右から三行田「闇如」 \rightarrow 「闇故」

四ページ下段左から三行田「後註」 \rightarrow 「後註四」

六ページ下段左から三行田「昌頭」 \rightarrow 「昌頭」

一ページ下段右から七行田「証言」 \rightarrow 「証言四」

三ページ上段左端「媒介してしか」の「しか」をといひ。

下段右端「せどりの」から「の」をといひ。

一五ページ上段左から四行田「不可決」 \rightarrow 「不可欠」

下段左から十行田「あることが」 \rightarrow 「あることを」

一六ページ上段左から八行田「ところだ」 \rightarrow 「東京地裁」

一一ページ上段右から八行田「」は七行田と九行田も包括する。

上段左から八行田「野村 修氏」の上部「」をつくる。

一三ページ下段左から三行田「・」 \rightarrow 「・」

一四ページ上段右から九行田「テーマ引きよせや」 \rightarrow 「テーマを引

きよせ」

一六ページ上段右から三行田「教職員十数名」 \rightarrow 「教職員、十数

名」

一九ページ下段右から三行田「起誓」 \rightarrow 「表現」

下段左から三行田「シリーク」のドリ \rightarrow 「シリーク」をつくる。

二二ページ上段右から三行田「アム」 \rightarrow 「アム」

上段左から一行田「括幅」 \rightarrow 「擴幅」

三三ページ下段右から五行田「訴状」 \rightarrow 「提訴」

下段左から三行田「ヒラなど」の次に「」を入れる。

三四ページ上段左から四~五行田「より」の次に「迷」を入れる。

「中田光代を分離する解決」 \rightarrow

「下段右から一行田「出現した」 \rightarrow 「出現」」

三八ページ上段右から三行田「機制の終焉」の「」の前に「」を入れる。

下段右から八行田「開始された。」の次に「人権委員会の意向をもぎ取せざるを得ない司教区長・相馬氏の助言もあり」を入れる。

下段左から三行田「機動隊導入などが誤りである」と \rightarrow 「機動隊導入が誤りであることなど」

四五ページ上段右から七行田「提起、応酬」 \rightarrow 「引用、応用」

上段左から九~十行田「一〇・一六の」 \rightarrow 「一〇・一六付で」

四一ページ上段右から五行田「存在責任」の次に「の対象化」を入れる。

上段左から五行田「大使館員」の次に「やカトリック正義と平和委員会メンバー」を入れる。

下段左から三行田「複数」 \rightarrow 「複素数」

下段左から三行田「十六」 \rightarrow 「十^六」

第四ページ上段右から七行田「第一回」 \rightarrow 「(第一)回」

下段左から三行田「即事」 \rightarrow 「即時」

四二ページ上段右から三行田「(第一)回」 \rightarrow 「(第一)回」

第八七号六ページ下段左端の図で \rightarrow から \rightarrow 矢印をつける。またa、b、d、e、gの左側を大きい \rightarrow で包括し、矢印を高裁へ向ける。

三ページ上段左から五行田「抹殺」→「抹殺」
九ページ下段左から四行田と五行田「抹殺」→「抹殺」

一ページ上段右から一行田と三行田「ういし」→「副本」
二ページ下段右から一行田「抹殺」→「抹殺」

三ページ上段左から一行田「提訴費用」→「訴訟費用」
八ページ上段右から六行田「歴史」→「歴史」

九ページ上段右から六行田「ヘ」の次に「、」をつける。
ト段左から九行田「現在に」→「現在は」

三三ページ上段右から一行田「くるのにも働きわれて」→「くる」とに対応していり

三四ページ上段右から七行田「対応として」→「対応して」
十行田「現場を」の次の「の」をとる。

一五ページ上段右から七行田「項目を」→「項目が」
ト段右から八行田「対立」の次に「であり」を入れる。

一六ページ下段右から十一行田「提案」→「提出」
三〇ページ上段左から三行田「全闘運動」→「全共闘運動」

ト段右から三行田「？」の次に「、」をつける。

三一ページ上段右から二行田「左から七行田「わからぬ」→「わからぬ」
左から七行田「左から七行田「時間」の次に「を」を入れる。

左から四行田「清水早子さんは」→「清水早子さんが」
三二一ページ上段右から三行田「行方をさがした」→「現在からの
「未可知なるものへの祈り」に出会いおうとした。」

三三三ページ上段左から四行田「みな、は」→「みなは」
三七ページ上段右から九行田「縦体」の次に「くの手がかり」を加
える。

第八八八号

三ページ上段右から四行田「石渡秀男」→「大石和夫」(米かつ
一六ページ上段左から一〇行田「八〇年」→「七九年」)

(*ここに含まれる意味は静岡大の矢野氏に問い合わせる必要あり。
で調書原本をみると、すでに訂正しており、しかも訂正者はす
っと私たちの公判を好意的にみていた書記官の「石渡秀男」氏
であったので、重に申し訳ない。)

七ページ下段右から七行田「二番」の前に「島岡被告人らの」を
入れる。(☆)

第八八九号

一六ページ上段左から一〇行田「八〇年」→「七九年」
(*ここに含まれる意味は静岡大の矢野氏に問い合わせる必要あり。)

三七ページ上段左から一行田「私たち」→「私(たち)」「
ト段左から一行田の文章の後に「喻の対極で表現され
ば、」を加える。

下段左から五行田「問題を」→「問題から」「
三九ページ上段右から二行田と三行田「第八一ノ号六七一六八ページ
ジ」→「第八一ノ号六七一六八ページ」

(米印は原稿と校正段階の誤りに刊行後気付いたことを、☆印は刊行
後に追加したことなどを示す。)

脚本 ヘハノ 口ア (ハニ) 年九月)

九上左5 「名田」→「名田」(*)

18上左11 「第一次仮処分申請」の次に「異議」を加える。 (*)

28下左5 「第H号」→「第H七号」(☆)

第89回（続）

「アーチ上級右から」→「開送前に」の次に「（）公判の総体的調査の手したえをたしかめつ」を入れる。（＊）

「上級右から」→「上場するたまに」の次に「め」を入れる。（＊）

「ト級右から」→「特別抗告申立理由書」の前で「～」→「べ～せの」を入れる。（＊）

「ト級右から」→「のせこじ」ということ。

「ト級左から」→「はくせの」→「はくなる」

第 ^十一^ 号 (八四年九月)

13 ページ上左 11 「同年」 → 「昭和58年」(☆)

(米) 二ページ上段左から九行目「弁護士」の前に「代理人」を入れる。

七ページ下段左から三行目「中から」の次に「、」を入れる。(米)
九ページ下段右から七行目「へ八・七へ」→「へ八・一へ」(米)
十一ページ上段左から十一行目「下段左から」二行目(引間折)

「弁護人」→「弁護士」(米)
上段左から二行目「原案」の前に「これに対応する」を入れる。

(☆) 十四ページト取左から「十四」「ないから」の「ない」を112%

(次)
110 ページ上段右から四行目「又は」の右側まで横線をのばす

二二 ページ上段左から十行田「申立理由書」の次に「。」を入れる。

ト段右からハ三四の倒錯をひる。(米)
一一一マージト段右をひ一に四「潮に」→「潮裏」(米)

「段左から十三行目「二名」↓「三名」」
「一七ページ上段左から一行目と五行目、下段左から九行目「萩原」

「一八ページ下段左から」～「行田」「損害賠償金」→「宿舎使用料（米訂正による変化を関連文章で記述していくのがやどこ。）。

「一九ページ上段右から一行田「この頃」→「この頃」
下段左から十一行田「やる予定の」→「指定されていた。」(☆)

〔一〕マージ上段右から五行印「()」公判に關しては、「のたに、

〔第三回〕「参詣予定」→「参詣した。」(米に、「」を入れる。) (☆)

九・四以前に、この部分を執筆したのであるが、總体の表現はそれ以後の日付で刊行しているのであるから注意深く訂正して

おへべきであった。」

第十一章

刊行された形態としては存在しない 第11号の月次を参照して下さい

20ページ上右3「第一小法廷が「→〔第一小法廷〕」(☆)

21ページ「決定なしに」→「決定が確定する前に」(☆)

33 ページ上左5 「はじめうち」→「はじめのうち」

れる。
（☆）

第〈12〉号（続）

四ページ上段左から六行「黙^④（めいどへい黙）」→「黙^④（めいどへい黙）」

（④）といふ。おじどへい黙。」（＊）

九ページ下段左から四行「一・一・一十九年」たがに「アホ

れり」を加える。（☆）

一〇ページ上段左から四行「氣付は」→「氣付の」

一一ページ上段右から一一行「隠^二根本」→「隠^二根裁」

一一ページ上段左から一一行「次事ド」→「次へ事ド」（☆）

一一ページ下段右から一一行「隠^二回」→「隠^二回」（＊）

「隠^二回」→「第^二回」（＊）やかに「隠^二回」→「延観」

（☆）この期中の記述「半ば取り消し」、註を隠へ一回>中29ペ

ージ記した。（☆）

一一ページ上段右から一一行「三歳」→「幼井」ト段右から四

行「原告」→「被告」（＊）

ト段左から六行「不正取給」の前に「反農労働による給料の受け取り方を」を加える。（☆）なお、この場合の反農性は、労働時間へ内容にこじれてではなく、被動主体へ組織論にててあることを強調しておへ。

一八ページ上段右から四行「隠^二公判」→「隠^二回公判」

（＊）

上段左から六行「隠^二回」→「第一回」（＊）

ト段右から四行「隠^二回」→「隠^二回」（＊）

一一〇ページ下段右から五行「隠^二回」→「隠^二回」

（＊）

一マージト段左から一五行「回回もの」→「回回も」（＊）

六ページ上段右から一五行「ヰ命」→「ヰ命」（＊）

七ページ下段左から九行「セウム」→「セウム」

一一ページ上段右から一一行「刑事々生」の次の「の詮報」を入れる。（＊）

一九ページ上段右から六行「彈効」→「彈効」

加える。（☆）

一一〇ページ上段右から八行「透」→「透であるが」「（＊）

ト段左から五行「テタラメヤ」の次の「べ」→「く」

一一一マージト段右から十行「他終業」→「他級業」

一一〇ページ下段右から九行「セウム」→「セウム」

三回マージ上段右から六行「彈効」→「彈効」

一一三マージ上段左から七行（ ）の中の指示は、校正時の訂正作業の技術的困難さをなくすために、岳崩者用への表現を、それが減してもらいた。複線で後の六行分を左へ一行ワードさせてしまふ。

一一〇ページ上段左から十行「七年」→「七年」

第八一二ノ印

七ページ上段右から一六行「はない」→「ふなこのは」（＊）

一九ページ下段左から九行「おこなわる」→「おこなわれ」（＊）

一六ページ下段左から七行「あ、」→「あ、」（＊）

36 ページ下右一「想」→「想のムカシ」（☆）

ト右8～9 「スリッパがくぬげて」、しゃべり立ったのが唯一の機会であった。」→「スリッパがくぬげて」ころがるよう仮装的な動作をし、手鏡・腰帯スタイルだから、はき直すにも時間がかかるのだというジェステイヤーをしつつ数秒の間、貴重な光を浴びたのが唯一の機会であった。」（☆）

一ページ下段右から五行田 「へ神戸」の次の「大阪」→「大学」

五ページ上段左から五行田 「要旨」の次の「ば」を取り、次に「（）」をつけ、次行の終りを「（）」で閉じる。（＊）

下段左から七行田 「保証請求と」の後に「、」を入れる。（＊）

七ページ上段左から七行田 「語法」の次の「を」にすい。

上段左から六行田 「三〇分」→「三〇分く」（＊）

上段左から三行田 「強調しない」→「強調したい」

九ページ上段右から一行田 「隠滅」→「隠滅」

一ページ上段左から九行田 「思いがけない」の次に「戛ショーン」を入れる。

下段左から八行田 「本来ならば」→「昨年末までは」（＊）

下段左から七行田 「予定であったか」→「予定であったが」

二二ページ上段左から八行田の「（）」をとる。（＊）

上段左から一行田 「B一〇九補」の次の「粉」→「講」

下段右から一行田 「先制的に」の次に「勾留理由開示」を入れる。（＊）

一三ページ下段左から二二行田 「小学校一年」→「小学校二年」

（＊）

一四ページ上段右から六行田 「川瀬義弘」→「川瀬義弘」

下段右から一行田 「岡山地裁法廷で」の次に「、」を入れる。

（＊）

下段右から九行田 「じ師」→「じ師」

一二一ページ上段右から二二行田 「前日から深川教会に泊まり、」

をとり、二二行田の「翌二二日は」の前に「その後、深川教会へ

泊まり」を加える。（＊）

上段右から二二行田 「規定」→「慣行の強制」（☆ 明文の規則はないから、面会する者、される者を含む獄内外の要請で突破可能である。）

上段右から二二行田 「小学校三年」→「小学校二年」（＊）

下段右から二二行田 「証言の」→「證人が」

一三ページ下段右から七～八行田 「おいた上で」→「おいた人々が」（☆）

下段左から五行田 「要求し」の次に「た時に」を加える。（＊）

一四ページ下段右から二二行田 「証人」の前の「で」をとる。（＊）

一六ページ下段左から七行田 「したり」→「じつけ」（☆）

一七ページ上段右から二二行田 「だらつか」→「だらうが」

二五ページ上段右から二二行田 「苦痛に」の次の「は」をとる。

判事へ十四ノ印（八六年一月）

7 ページ下右3 「()」の後に「註」を入れる。(*)

下左10 「反撃」→「反応」(*)

19 ページ下右4 「五段三行」→「六段一行」(☆)

下左13 「九・一六～付の特別抗告」→「九・一六～付の特別抗告と呼遊」(☆)

21 ページ下右6 「なし」→「不明」(☆)

25 ページ下左4 「棄却」→「却下」(☆)

27 ページ上左4 「事件」をひな。(☆)

28 ページ上左2～3 「一一・一|五～巡礼中」→「一一・一|五以降は討論を放棄して札幌へ
ゆむいこる」とが判った。」(☆)

29 ページ下右9 「一一・一|五」→「一一・一」(*)

32 ページ下右9～10 「却下」→「棄却」(*)

第八一四〇号

六ページ上段本文右から三行 「主要な記録等」の次に「(提出
表現群が裁判所によつて、どのように受理～再構成されているか
を把握するため)、およびそれ」を加える。(★)

九ページ上段右から六行 「裏例」→「裏刑」(*)

10 ページ下段右から二行 「一一・一|五付」→「一一・一|九付」

(★)

11 ページ上段左から九行 「松下の入廷」→「全員着席後の松
下の最後の入廷」(★)

12 ページ上段右から一七行 「()」の中のはじめに「註——」
を入れる。(*)

13 ページ上段右から五行 「送達」の前に「却下決定の」を加
える。(★)

上段右から三行 「審議機構」→「審理機構」(*)

14 ページ上段左から一七行 「応して」→「応用して」(*)

15 ページ下段左から五行と六行との間を一行分あける。(★)

下段左から三行 「これは」をとく。(★)

16 ページ上段右から七行 「第六〇号」→「第六〇号」(*)

上段左から八行 「☆を★にする。」(*)

上段左から七行 「第五民事部」と「領地」の間に「・」を入
れる。(★)

17 ページ上段右から六行 「二三節」→「三四節」(★)

上段右から八行 「第二次」→「前項」(★)

上段右から一～二行 「原告」(三個所)→「被告」(*)

19 ページ上段本文右から三行 「前号」→「第八一四〇号」(*)

20 ページ下段右から六行 「一一・一|三」→「一一・一|三」

21 ページ下段左から三行 「笠井」の後に(★)を入れる。

第へ1五>印 (八十六年七月)

3ページ下左7 「下」 → 「印下」 (*)

5ページ上左8 「〈鈴木〉が作成し」 → 「《鈴木》さんが作成し」 (☆)

「竹中が提出し」 → 「根本氏と竹中さんが提出し」 (☆)

6ページ上左7 「必統」 → 「必説」 (*)

7ページ上左8 「上訴」の前に「(八五・二)・(三)付の」を入れる。 (☆)

11ページ下右1 「裁判過程を」の次に「媒介して」を入れる。 (☆)

12ページ上右8 「おこなわれている。」の次に「」を入れる。 (*)

下右8 「上告棄却」 → 「控訴棄却」 (☆)

18ページ下左7 「動産引渡請求」の次に「山本、高尾、永里」をゴチックで入れる。 (*)

19ページ上右9 「かき直させてた」 → 「かき直させていた」 (*)

21ページ上左11 「認知」 → 「既知」 (*)

上左6 「秩に第一号」 → 「秩に第一号」 (☆)

上左6 「浜本」 → 「浜本さん」 (☆)

上左5 「坂本」 → 「坂本氏」 (☆)

上左4 「根本」 → 「根本氏」 (☆)

22ページ上右3 「決定」 → 「決定を」 (*)

上左3 「批判と」 → 「批判を」 (*)

23ページ上左3 「制裁決定」の次の「批判」をとる。

下左6 「副詞はない」の次に「。」を入れる。

24ページ上右11 「未入手」の次に「(証拠調等のない決定であるため受け取りを拒否)」を入れる。

25ページ上左6 文末を「」でとじる。 (*)

29ページ下左8 「証拠」の前に「弁護人から」を入れる。

30ページ上左5 「媒介」の次の「と」をとる。

32ページ上左11 「この段階で」 → 「()・()には」 (☆)

上左6 「延期を認めた。」の次に「しかし、延期申請の内容について認めず、弁護人の協力もないまま次回期日が迫った。」を加える。 (☆)

33ページ上右7 「鈴木さんは」から、上右11 「しようとした。」 → 「鈴木さんは中尾さんの名前で作成した（弁論再開と根本公判との併合審理を軸とする）第一次忌避申立書を開廷前に提出していたが法廷で簡易却下され、竹中さんから提出を委託されていた（第一次忌避却下～判決強行を批判する）第二次忌避申立書を提出しよ

うとしたが裁判官は文書を受け取らずに退廷させたために法廷の棚に宙吊りとなり、連続して提出する過程にあった（最高裁大法廷での巡回関係の判例の再検討を要求する）第11次巡回巡回申立書を持った竹中さんが口頭で提出の意願表示をしかけたが、裁判長は無視して判決を強行しようとした。」（☆）なお、さらに註を加えると、第三次巡回巡回申立書は、それを持った人の拘束にもかかわらず、閉廷後に仮装被告団によつて提出され、決定を引き出している。それまでの経過を含めて転倒していくべき水準を明らかにする決定を。

上左4 「ふしきに非拘束のままであった。」の次に「在廷拘束としてはこの通信

第11次巡回巡回申立書は、それを持った人の拘束にもかかわらず、閉廷後に仮装被告団によつて提出され、決定を引き出している。それまでの経過を含めて転倒していくべき水準を明らかにする決定を。

34 ページ上右12 「原表現への」→「原表現には」（☆）

下右2 「～三・一〇～」の次に「付の巡回巡回申立」を加える。（☆）

35 ページ下右9 「に応えず（a）についてのみ」→「については三月一〇日付で、（a）

については」（☆）

36 ページ上左6 見出しの活字の大きさを、それまでの各裁判過程の見出しの活字と同じ大きさにする。（＊）

38 ページ上右3 「制秩法」→「法秩法」（＊）

上右10 「趣意書」→「趣意書」

時の楔への／からの通信（ハセガワ九月）

2ページ *⁵ 1行目「時の楔へ／語…に関する資料集」の次に「一」を入れる。

5ページ 右から3行目「七月の執行官あて表現」の次に「（註五）」を入れる。

11ページ 左から2行目「前記ヴィジョン総体の続きを、かれらが別の生命系に伝えうる方法を発見するまで。」→「かれらが前記ヴィジョン総体の続きを、別の生命系に伝えうる方法を発見するまで。」

あとがき

訂正リストを提出する理由を考えてみると、たんに刊行してきた表現を正確な資料として残したいという比重からだけではなく、あるまとまりをもつ表現群の総体を、刊行段階とは別の視点から再把握する場合の準備作業として開始している比重の方が大きい。刊行段階とは別の視点から再把握するという場合、眼の前にある表現それ自体として再読するだけではなく、眼の前にある表現を基礎的な（しかし変換可能な）座標系としつつ、膨大な関連資料を再配置し再検討する媒介として把握し始めている。

一例として、ある事件の経過の記述を資料・iについてn行おこなっているとする。i以外のii、iii、iv…を引き寄せて記述の変化がどのように生じるかを考えたり、n行を部分とする資料の総体のパンフレット化のプランを挙げることが可能であり、81～82年に再開された人事院審理（特に仮装証言）に関して、この作業がすでに進行中である。

また、訂正という作業 자체の表現的・情況的意味の追求も持続させていく。この追求はすでに時の楔通信を刊行している84年段階に開始し、概念集の刊行過程で89年に再提起しており、それぞれ現在の私たちの作業進度を測定するために、次ページ以降に再録した。すでに、それらの中にも提起として内包されているのであるが、この機会にあらためて記すと、時の楔通信の訂正リストは、その表現様式の固定化のためにではなく、そこからの飛翔のエネルギーをつくり出すためにこそ提出されている。このことは、時の楔通信以降の表現過程から示されているであろう。また、各号の記述内容について記すと、現段階で読み返してみて記述の補充の必要性は痛感するといえ、評価や判断の基軸を訂正する必要性はないことを再確認した。これは、いくつもの領域の活動記録の中に登場する人々への評価や判断に関わる記述について特に強調しておきたい。例えば、肯定的に記述していた人々の一部に対して、私がその後、批判を提起しているように見える経過があるとしても、それは、それらの人々が、かつての記述に対応するレベルの活動や発想を失いかねない事態への危惧として表明しているのであり、それらの人々への敬意と信頼の念は不变である。一方、記述の中で批判的に扱っているように見える人々についても、否定性を転倒する作業に共闘していく提起と共に記述してきたことは明らかであり、再会し再共闘の姿勢は不変である。訂正リストを作成しつつ、このことを記し得たのをうれしく思う。

訂正について

この項では、集積する時の楔通信の持続的テーマや展開の予告ではなく、あえて、その対極にあるように感じられる「訂正」について記す。この通信の各号の最後には、つねに訂正リストが掲載されているが、これは、ベンによる表現が、未知の作業者の作業を含む全過程に共闘し切らない今まで活字として複製化され包装して運ばれてくるまでにかかる人たちに与えている「疎外」を自己批判的にとらえかえそうとする情念の深さで記されている。文章自体の誤記や誤字、校正段階で見落したミスプリントなどは、印刷完了後、配布段階をへてやっと観えてくることが多く、その一つ一つを発見する時に、前記の「疎外」のケース毎の特性のちがい関連に注目するようしている。校正以後にひらめく表現の追加もある。

この経過は、次の三つのヴィジョンと絶えず交差していることとものべておこう。一つは、「黒板」や「壁」への直接表現や、話体での言葉は、時間において訂正することが困難ないし不可能であるという表現位相内部の存在論ともいべき感触である。もう一つは、裁判での記録は、たとえ自分の発言であっても、その訂正が（訴訟法上は異議申立の文書の提出・保存は認められているとはい）実質的に拒否され、訂正以前の問題として権力は権力内部の記録（者）しか信用していないという構造である。第三に、人間・社会の行動軌跡・様式の対象的「訂正」を可能にする組織論は何か、という問い合わせである。この振幅で「訂正」という表現の意味を何度も考えていくつもりである。最後にのべると、この通信の各表現や構成は確定した、完結したものではなく、今後、全ての共闘者と再検討しつつ、「時の楔」として情況・存在に突入させていくための素材を仮装しており、その方向での「訂正」を切望している。この場合、「訂正」概念は飛翔して、△△の方法的原論の光を放ってくるであろうが…。

訂正

時の楔通信第〈9〉号（八四年一月）の最後に、〈訂正について〉という表現がある。内容を要約すると、

——通信各号の最後に訂正リストを掲載しているが、文章の誤記、校正で見落としたミスプリントなどは、印刷終了後の配布段階で視えてきたり、補充したりすることが多い、これは執筆～印刷～配布の全過程の一部にしか関わっていないことから生じる〈疎外〉に関連する。

——表現の原論的ヴィジョンと交差させると、

- ① 〈黒板〉～〈壁〉への直接表現や話体での言葉は、時間をおいて訂正することが困難ないし不可能であるという表現位相内部の存在論ともいべき感触。
- ② 証言記録では自分の発言であっても訂正是実質的に無視されるにも示される、権力が内部の記録（者）しか認めない構造。
- ③ 人間～社会の行動軌跡～様式の対象的〈訂正〉を可能にする組織論は何か、という問い合わせ

三一通信の各表現や構成は完結～確定したものではなく、今後すべての共闘者と再検討しつつ情況～存在に突入させていくための素材を仮装しており、この方向での〈訂正〉を切望している。

前記の文章を（直後の訂正リストと共に）書いた時にも、いま自分は〈訂正〉概念を交換しうる場にきており、私の表現が、この世界に存在する限り、提起として飛翔し続けるであろう、と考えた。いまも、そう考えている。そして、私が私の表現の主体が、文字に限らず、自らの表現をどのように訂正するかに注目してきた。

概念集の作業の過程で出会った先人の試みの一ひとモンテーニュの「Hセー」がある。（Hセーは隨想録と訳されることが多いが、essaiはフランス語の essayer の名詞形〈試み〉であり、ドイツ語で同義のフレヒトの論集 Versucheと共に吉本隆明の編集する『試行』を連想させる。）

一五三三年に生まれたモンテーニュは、一五七一年から「Hセー」を書き始め、一五八〇年（a）に九四項目を、一五八八年（b）に改作した前記の九四項目と新しい十三項目を刊行し、一五九一年（c）に死ぬまで訂正し続けた。かれは自分の訂正の原則は、抹消ではなく追加である、と文中でのべ、多くの研究者の研究により、前記のa、b、c段階の印をつけられた文章の各部分が、時間経過にもかかわらず、安定したリズムで最終表現へ集積していくのを確認することができた。

かれは、訂正に関するこの原則を持つ理由を、要約すれば次のように述べている。

*¹ 作品を公表してしまった以上、読者は公表された形態で読む権利を持ち、この権利は訂正したいという作者の権利よりも大きい。

*² 公表後に変化した自分の思想が、公表段階より優れているとは限らず、訂正を公表するとしても別の本でする方がよい。

*³ 印刷技術上のミスを訂正するために読み返すくらいなら、同じ量の『エセー』を新しく書きたい。（なお、かれは自分で原稿を書かずに、よく召使に口述筆記させた。）

この発想から、貴族としての、または資質としてのおおらかさ、ないし限界を読み取るのは容易であるが、むしろ、全記述との関連で多くの示唆を引き出すことができる。現代に劣らない位の激動する情況から意志的に閉じ籠もり、文章を書いて公表するというだけの「行動」を選んだ時に、この唯一の「行動」にこめた姿勢。激しい宗教的・政治的対立や流血を長い年月にわたって目撃し、確実な信念はありえないかも知れないという「確實な」思想にたどりつくまでに耐えた空虚の対象化。それらの比喩として、古典的な綴字法を指定したのに当時の流行形態で印刷されてしまうことへの不満をのべたのであろう。

また、かれは、記述した内容ではなく、構成の順番については、かなりの変更を公表前にしており、各項目の展開の順序や範囲について苦心している私には大いに参考になる。時代も方法も力量も、遙かに私と遠いことを踏まえて、幻のモンテーニュ（および前記の「試み」に關わる先行者）に、私の試みとしての概念集、とくに「訂正」論を対置してみたい。五年前の表現を應用する形で補充しながら。

一一執筆～印刷～配布の全過程に関わるうとすること、全ての人がそうしうる情況をつくろうとする」と、その試みが極めて困難であるが不可能でないことをでは視えてきた。訂正についても、具体的な作業を行う人の内的な意識を共有しつつ、この意識や労働対価の疎外形態の止揚をめざしている。

一一①「黒板」～「壁」への直接表現や話体の言葉も、それらが影響を及ぼした幻想性のエネルギーの量と質を、関わりをもつ全当事者が認識し解放していく度合で、より高层次の水準へ「訂正」しうる。

②権力の表現所有～訂正に関する構造は、基本的には権力構造の打倒～解体によつて「訂正」しうるが、権力が無視しえない、別の「同一」表現をつくりだし対置する作業が、拘束されている表現を固定化させないためにも必要である。

③人間～社会の行動軌跡～様式の対象的「訂正」の組織論の萌芽は、前記①、②を具体化する際に、モンテーニュのとった「空虚」への対し方の対極で「～」を媒介して出現しつつある。

三一この概念集、とくに2の「訂正」論は、全ての共闘者が考え、再構成していくための素材を仮装している。

時の楔通信・訂正リスト

一九九四年六月

過渡的な連絡先の一つ

〒655-7 神戸市灘区赤松町一一一松下方

☎・fax 078-821-4984

郵便振替番号 01150-3-42929